

職員団体の登録に関する條例制定に付いて

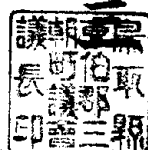
職員団体の登録に関する條例を次のように定める

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 坂出 雅 巳

昭和廿九年一月三十一日

議長 天野 廉



職員団体の登録に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号以下)法という

五条件第一項並びに第五十三条件第一項及び第四項から六項までの規定に基き職員

団体の登録に關し必要な事項を定めることと目的とする。

(登録)申請

第二条 職員団体が町長にその登録を申請する場合にはその代表者を通じて次に掲

げること

一 理事代表者その他の役員並びに法及びこの条例に基き定めるところにより

職員団体の業務に關しつばり従事するための制限と与えりおている者の氏名

住所及び職名

二 すべての事務所の所在地

三 連合団体たる職員団体にあつてはその旨

四 法人とならうとする職員団体にあつてはその旨

五 規約又は定款の作成役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が法律五十

三条件第三項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日及場所を證明す

る書類

六 登録の申請書と提出代表者の資格を證明する書類

(登録の通知)

第三条 町長は登録の申請を受けた日から三十日以内に登録をした旨又はしない旨

をその職員団体に通知しなればならない。

(規約若しくは定款等の変更又は解散の届出)

第四条 職員団体が規約若しくは定款を変更したときは理事長代表者その他の役員を

選任し若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した事項の変更を生

じたとき又はその意に基いて解散したときはその事由を正した日から十日以

内に町長に書面をもつてその旨を届出なければならず。

五 職員団体が前項の規定により届出をする場合は、その代表者を通じてその場

げる書類を添付した正副二通の届書を提出しなければならず。

六 登録の申請書に記載した事項の変更又は解散が法第五十三条第三項の規定に

従い決定されたこと並びにその枚原の日及場所を證明する書類

七 届書を提出する代表者の資格を證明する書類

八 第三条の規定は第一項の届出の場合に準用する。

(登録の取消)

第五条 職員団体が法及びこの条例の規定に適合しないものとなつたときは、町長は

その職員団体の適切なる是正措置をとるべきことを定め、職員団体がその求めに

応じないときは、あらかじめ口頭審理を行つた後その登録を取り消すことがで

きる。

又前項の口頭審理の手續は町規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する